



2022年4月28日

各 位

会 社 名 クオールホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 敬
(コード番号 3034 東証プライム)
問い合わせ先 取締役 富 樫 豊
T E L 03-6430-9060

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日に開催予定の当社第30期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第11条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ② 変更案第11条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ③ 変更案第11条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生等を考慮し、株主総会開催方式の選択肢を拡充することは株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、当社定款第12条第2項を追加する変更を行うものです。

なお、定款第12条変更の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日又は2022年6月29日のいずれか遅い日をもって生じるものとします。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	上記1.(1) 2022年6月29日(予定) 上記1.(2) 上記1.(2)に記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日又は2022年6月29日のいずれか遅い日

以上

別紙

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第10条(条文省略)</p>	<p>第1条 ～ 第10条 (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>第12条 本社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集することができる。</p>	<p>第11条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第13条 ～ 第40条 (条文省略)</p>	<p>第12条 本社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集することができる。</p> <p>2 本社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>附則</p>	<p>第13条 ～ 第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>現行定款第11条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第11条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第11条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>